



子育てカレンダー 3月中旬～4月上旬

Enjoy



3/13(火) 子育て教養講座

対象: 子育てに興味・関心のある方 **時間:** 午前11時から
内容: 「親子で楽しく工作～車をつくって遊ぼう～」 **講師:** 鳩山町子育てネットワーク"くるっくー" **費用:** 無料(申込不要) **場所・問合せ:** つどいの広場(ぼっぼ) ☎ 296-7733

火水木 ひばりキッズルーム

※3月20日～4月5日はお休みです。
対象: 【カンガールーム(水)】0歳児(生後3か月から)、1歳児【コアラルーム(火・木)】2歳児、3歳児 **時間:** 午前10時～11時30分 **内容:** お散歩、折り紙制作、クッキング、伝承遊び、ごっこ遊び、水遊びなど **場所・問合せ:** ひばり子育て支援センター ☎ 296-5694

3/24(土) 図書館のおはなしと朗読の会

「大人も子どもも楽しめる、本のひととき」をテーマに、絵本の読み聞かせ、心に残る小説などの朗読を行います。
時間: 午後1時30分から **内容:** 小説(山本周五郎「やぶからし」より)、エッセイ(向田邦子「隠し場所」)、絵本(スーザン・パーレイ「わすれられないおくりもの」)など **演者:** 朗読会「窓」 **場所・問合せ:** 町立図書館(視聴覚室) ☎ 296-5660



すくすく

3/12(月) 妊婦・乳幼児健康相談

対象: 妊婦・生後4か月～4歳児 **時間:** 午前10時～11時 **内容:** 妊婦の栄養相談、先輩ママとの交流、乳幼児の身体計測など **場所:** つどいの広場(ぼっぼ) **問合せ:** 町保健センター ☎ 296-2530

3/18(日) ママパパ教室



対象: 妊婦とその家族 **時間:** 午前10時～11時30分 **内容:** 出産に向けての準備、妊婦体操等 **場所・問合せ:** 町子育て世代包括支援センター(町保健センター内) ☎ 298-1136



Meet Book

3/17・4/7(土) こどもおはなし会

絵本を読み、折り紙をします。
時間: 午前10時30分～11時 **場所・問合せ:** 町立図書館(おはなしコーナー) ☎ 296-5660

3/9・23(金) うさぎちゃんの部屋

絵本の読み聞かせと手遊びをします。ぜひご参加ください。
内容: 3/9「ぎったんこぼったんこ」「のせてのせて」、3/23「ごぶごぶごぼごぼ」「サムぼうやのボール」 **時間:** 午前11時～11時30分 **場所:** つどいの広場(ぼっぼ) **問合せ:** 町立図書館 ☎ 296-5660

3月1日～7日は「子ども予防接種週間」

「子ども予防接種週間」では、通常の診療時間だけではなく、土・日曜日にも予防接種を受けられる場合があります(対応している曜日・時間は医療機関によって異なります)。
入園・入学など、4月から始まる新たな集団生活に備えて、予防接種を受けましょう。 ■問合せ: 町保健センター ☎ 296-2530

育児や学校のこと、一人で悩まず相談を

ひばり子育て相談(電話相談)

外出するのはちょっと大変という方に、保育士・看護師が適切なアドバイスをします。
受付時間: 平日(月～金) 午前9時～午後5時 **問合せ:** ひばり子育て支援センター ☎ 296-5694

教育相談

日時: 3月15日・22日 いずれも木曜日 午前10時～午後4時(3月29日、4月5日はお休み)
場所・問合せ: 町立鳩山中学校 さわやか相談室 ☎ 296-2230

よい子の電話教育相談

(24時間 365日対応)
◆保護者専用
☎ 048-556-0874、Eメール相談 soudan@spec.ed.jp
◆18歳以下の子ども専用(無料)
☎ #7300 または 0120-86-3192

レポ

つどいの広場 10周年記念 教養講座 「親子ふれあいコンサート」に多くのスマイル



1月30日、つどいの広場(ぼっぼ) 10周年記念の教養講座として「チャリ～&やっしー with たなちゅうのスマイル×スマイル親子ふれあいコンサート」が、地域包括ケアセンター 地域の交流スペースで行われました。

100人を超える親子が集まった会場では、「親子で手をタッチ」「保護者にだっこされてドライブ」など、スキンシップを図りながら歌と踊りを一緒に楽しみました。歌の場面では、園児も一緒に歌い、大合唱になったり、スズランテープをひとりひとり持ちながら歌を楽しんだりしました。



ご存知ですか? こども医療費・ひとり親家庭等医療費支給制度

こども医療費

対象 中学校修了前まで(15歳到達後最初の年度末まで)の各種健康保険制度に加入しているお子さん

お子さんが医療機関等で受診した場合、保険診療による一部負担金及び入院時食事療養標準負担額を支給します。ただし、健康保険組合等から支給される高額療養費や附加給付金、他の法令等による給付がある場合は、その額を控除して支給します。

なお、保険外費用(健康診断、予防接種、薬の容器代、入院時の差額ベッド代等)や学校等でのけがなどにより災害給付金(スポーツ共済)が支給される場合は支給対象外となります。

鳩山町協定締結医療機関等で受診された場合、保険証と受給資格証を提示することにより、窓口での支払いが不要となります。

ひとり親家庭等医療費

対象 ひとり親家庭もしくは両親がいないため親に代わってその子どもを育てている養育者家庭等と子ども(18歳になつた年の年度末まで。ただし、子どもに障害がある場合は20歳まで)

※児童扶養手当制度に準じた所得制限があります。詳細は下記までお問い合わせください。

ひとり親家庭(母子・父子)等の皆さんが、医療保険制度で診療を受けた場合に、支払った医療費の一部が申請に基づき支給される制度です。ただし、支給金額は自己負担額を除いた額となります。自己負担額は、入院1日1,200円、通院月1,000円(町民税非課税者は免除)です。

なお、医療保険の適用がない治療やサービス(薬の容器代、予防接種の費用、おむつ代、文書料など)は支給の対象となりません。

適正受診にご協力ください

今後も制度の運営を維持するため、皆様のご協力をお願いします

- ◆緊急の場合を除き、平日の時間内に受診しましょう。
- ◆同じ病気で複数の医療機関を受診する「重複受診」は、同じ検査を繰り返すなど医療費の無駄となります。安心して相談できる「かかりつけ医」をもちましょう。
- ◆ジェネリック医薬品(後発医薬品。詳細は7ページ参照)を利用しましょう。

◆問合せ 役場健康福祉課 子育て支援担当 ☎ 296-1241、FAX296-3390